

# 水道料金の消費税率が変わります

令和元年10月1日から、水道料金にかかる消費税の税率が現在の8%から10%に変わります。詳しい水道料金は、水道料金表をご覧ください。また、改正後の消費税率には経過措置がとられています。経過措置の内容は、次のとおりです。

継続供給契約に基づき、令和元年10月1日前から継続して供給している水道に係る料金で、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に料金が確定するものは、10%への税率引上げ後においても旧税率（8%）が適用されます。

継続供給契約に基づき、令和元年10月1日前から継続して供給している水道に係る料金で、令和元年10月31日後に初めて料金が確定するものにあつては、当該確定した料金のうち、次の算式により算出した部分について旧税率（8%）が適用されます。

$$\begin{array}{l}
 \text{経過措置の対象となる部分} \\
 \text{= 施行日(10/1)以後初めての水道料金} \\
 \times \frac{\text{前回確定日(※1)から令和元年10月31日までの期間の月数(※2)}}{\text{前回確定日(※1)から施行日(10/1)以後初めて料金が確定する日までの期間の月数(※2)}}
 \end{array}$$

(※1) 前回確定日とは、その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、水道の供給を開始した日をいいます。

(※2) 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

## 経過措置の例

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
奇数月検針のお客様		検針		検針		検針
	8%	8%	8%	10%	10%	10%
偶数月検針のお客様	検針		検針		検針	
	8%	8%	8%	10%	10%	10%

経過措置として、令和元年10月1日前から継続して利用されている方は、原則、最初の検針分は旧税率（8%）の適用となります。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。